

○第4次計画素案における課題と方策

[基本方針 I] あらゆる分野で女性が活躍できる社会づくり

主要課題1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援

	<p>(1) 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境等の整備促進 (P1)</p> <p>女性が働きやすい職場環境の整備を促進するため、女性の管理職登用に係る情報提供や男女雇用機会均等法等の周知による気運醸成により、働き又は働こうとするすべての女性とその力を存分に発揮できるよう、企業等に対する働きかけや、ニーズを踏まえたきめ細やかな施策を講じるとともに、「働く女性応援ネットワーク会議」の意見等を踏まえながら、女性の職業生活における新たな取組みや課題解決を進めます。</p>
新規等	<p>② 【企業トップの意識改革の推進】 企業等に対し、女性活躍に係る情報提供等を行い、トップの意識改革を推進し、企業等における女性活躍の気運醸成を促進します。</p> <p>⑤ 【「はぐくみ支援企業」認証、「くるみん認定・プラチナくるみん認定」の周知啓発】 仕事と子育て等の両立支援に積極的に取り組む企業等を「はぐくみ支援企業」として認証するとともに、「くるみん認定・プラチナくるみん認定」について、関係機関と連携を図り、周知啓発を行うことで、企業等における次世代育成の取組みを促進します。</p> <p>⑥ 【「えるぼし認定」の取得促進】 女性活躍推進に関する取組みの実施状況等が優良な企業が受けることのできる「えるぼし認定」について、関係機関と連携を図りながら、県内企業に対し取得を促進します。</p> <p>⑦ 【高齢者に対する就労支援】 高齢者が地域を支える主役として活躍できるよう、それぞれが持つ知恵やノウハウを活かした就業機会の提供に努め、生涯現役社会の実現を目指します。</p> <p>⑧ 【障がい者に対する就労支援】 障がいのある人が能力、適性を十分に活かし、活躍することができるよう、障がい者に対する就労支援を推進し、雇用の促進を図ります。</p>
	<p>(2) 女性のキャリアアップや復職・再就職に対する支援・リカレント教育 (P2)</p> <p>出産や育児、介護等により離職せざるを得なかった女性の再就職や、これから働こうとしている女性、また管理職を目指す女性のキャリアアップを図るための講座・セミナー開催などによる、ライフステージに合わせたリカレント教育を実施し、女性の活躍を支援します。</p>
新規等	<p>② 【キャリアアップのための講座の開催】 管理職等を目指す女性を支援するため、キャリアアップに向けたセミナーを開催するとともに、県内大学等と連携し、働きながら学べる講座を開催します。</p> <p>④ 【あらゆる世代に向けたリカレント教育】 大学や企業、民間団体など多様な主体と連携しながら、女性の活躍を進め、次の時代を担う人材を育成するための新たな学びの場である「とくしまフューチャーアカデミー」により、リカレント教育を実施します。</p>

(3) 女性の起業・創業への支援(P2)

起業に向けた実践的な講座を開催するとともに、創業コーディネーターによる相談体制の整備や低利融資制度等により、きめ細やかに女性の起業・創業を支援します。

新規等

④ 【女性起業家間のネットワーク構築】

女性起業家同士の人脈形成や販路開拓を後押しするため、女性起業家間のネットワーク構築を支援します。

(4) 女性の参画が少ない分野での活躍促進(P2)

6次産業化などによる魅力ある農山漁村の実現を図るとともに、女性に対する建設産業の魅力発信や、スポーツ分野での女性指導者等への支援により、これまで女性の参画が少ない分野での活躍を促進し、女性ならではの視点による地域課題の解決を図ります。

新規等

① 【農林水産業・農山漁村における女性活躍に向けた環境整備】

農林水産業・農山漁村の発展に向けて、女性が一層活躍できる環境整備を促進するため、地域活性化や6次産業化につながる研修会・交流会等を開催することにより、女性の感性を活かした新たなビジネスにチャレンジする取組みを支援します。また、各種団体・グループが実施する女性リーダー育成研修会等の自主的な活動を支援します。

② 【林業分野における活躍促進】

林業への女性の進出を図るため、高性能林業機械による効率的でクールな新しい林業を体験できるイベントや交流会を行うとともに、人材を受け入れる林業事業者の体制を整備します。

④ 【スポーツ分野における活躍促進】

スポーツ分野における女性指導者や女性スポーツリーダーの活躍について、阻害要因や必要な支援内容を検証し、支援体制や環境整備を推進します。

(5) 女性の活躍状況等の「見える化」の推進(P3)

「仕事と家庭の両立」や「女性の活躍」を推進するため、関係機関と連携し、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定等を支援します。また、次世代育成や男女共同参画に積極的に取り組む企業を認証・表彰することで、モデル的な事例の普及を図るとともに、企業等に対する更なるインセンティブとなる仕組みづくりを検討するほか、女性活躍推進のためのロールモデル等をポータルサイトで発信することにより、子育て支援や女性の活躍状況の「見える化」を図ります。

新規等

④ 【企業に対するインセンティブ】

女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組む企業等に対するインセンティブとして、各種の認証・表彰制度等を活用し、公共調達等において幅広く評価します。

(6) 職場におけるハラスメントの防止対策の推進(P3)

職場におけるハラスメントの防止により、すべての人が働きやすい職場環境づくりを促進するため、啓発広報に努めるとともに、労働相談体制の充実を図ります。

主要課題2 仕事と生活の調和を図るために必要な環境の整備

(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・促進(P4)	
<p>誰もが健康で豊かな生活を営めるよう、仕事と家庭生活との両立についての講習会等を開催し、経営者や管理職等をはじめ、すべての人の意識啓発を図るとともに、長時間労働を前提としない働き方を構築するため、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進等に向けた啓発を行い、ワーク・ライフ・バランスの普及促進を図ります。</p>	
新規等	<p>② 【「働き方改革」の気運醸成】 関係機関と連携し、長時間労働の是正とともに、年次有給休暇の取得促進等に向けた啓発や「働き方改革」の気運醸成に積極的に取り組みます。</p> <p>④ 【テレワークの普及促進】 ワーク・ライフ・バランスの向上を図るため、「テレワークセンター徳島」を活用し、県内企業に対するセミナーやテレワーカー養成講座を開催し、時間や場所にとられない柔軟な働き方であるテレワークの普及促進を図ります。</p>
(2) 男性の家事・育児・介護等への参画促進(P4)	
<p>男性の育児休業の取得促進など、男女が家庭・地域生活と職業生活とを円滑かつ継続的に両立するための支援を図るとともに、子育て支援等に積極的な企業や、子育てを楽しむ男性の認証・表彰等により、男女がともに家事や育児、介護等に参画できる社会の実現を推進します。</p>	
新規等	<p>③ 【男性の子育て力の向上】 男性の家事や育児、介護等への参画について、男性・若者向け講座を充実し、男性の家事や子育て力の向上を図るとともに、グループ化や子育て支援団体への発展を目指します。</p>
(3) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援策の充実(P5)	
<p>性別や就労の有無に関わらず、安心して育児や介護ができる社会の実現に向け、多様なライフスタイルに対応した育児や介護の支援策の充実を図ります。また、育児や介護を同時に担う、いわゆる「ダブルケア」の問題についても、その負担を軽減できるよう、関係機関と連携しながら、取り組みを進めます。</p>	
新規等	<p>⑩ 【子育て世代の経済的負担軽減】 勤労者向け協調融資制度や奨学金制度等により、特に経済的負担の大きい子育て世代の家庭の負担軽減を図ります。</p> <p>⑪ 【仕事と病気療養の両立支援】 仕事と病気療養の両立を支援するため、相談窓口や取り組みについての周知広報に努めるとともに、テレワークの導入など、多様な働き方を選択できる職場環境づくりを推進します。</p>
(4) ストレスフリーな女性活躍・子育て環境の創出(P6)	
<p>男女がともに楽しく充実した家庭生活を送ることで、労働や就業への意欲や活力に繋げるため、子育てが負担になることがないストレスフリーな環境と、社会全体で女性活躍や子育てを支援する体制の充実を図ります。</p>	
新規等	<p>① 【子どもと一緒に参加できるイベントの開催】 音楽、スポーツなどのイベントに、大人も子どもも一緒に気兼ねなく参加できる機会を提供します。</p>

新 主要課題3 多様な働き方の創出による女性の活躍促進

(1) テレワークの普及拡大など、多様で新しい働き方の創出(P6)

仕事と家庭の両立など、個々のライフスタイルに応じた働き方は、多様な人材の能力発揮が可能となります。時間や場所にとらわれない柔軟な働き方であるテレワークの普及や、フレックスタイム制の導入などにより、女性の活躍の場を拡げます。

新規等

② 【テレワーカーの就業支援】

テレワーカーとして活躍できる「ICTウーマン」を育成するとともに、スキルアップを図り、自営型テレワーカーをはじめとしたテレワーカーの就業を支援します。

③ 【サテライトオフィスと働き方】

最先端情報インフラが整備された徳島に多くのサテライトオフィスが開設されることで、豊かなライフスタイルの実現が可能となります。

(2) 働き方改革の推進(P6)

長時間労働の是正をはじめとした労働時間の見直しをはじめ、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保に向けた取組みを進めるなど、個々の事情に応じ、多様で柔軟な働き方を「選択できる」社会の実現を目指します。

新規等

① 【働き方による不合理な処遇格差の解消】

女性の多様な働き方の選択を広げるため、関係機関と連携し、働き方による不合理な処遇格差を解消するための法制度の周知や情報提供を進めます。

② 【キャリアアップのための各種セミナー】

女性がキャリアビジョンを追求し、いきいきと働くために、キャリアアップのための各種セミナーを開催します。

③ 【最先端分野における新技術の導入支援】

AIやIoT、ロボティクスなどの最先端分野における新技術の導入など、企業の取組みを支援し、業務の効率化と生産性の向上を図ります。

④ 【労働者の健康管理の強化】

長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、過労死のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、産業医等による面接指導や健康相談等が確実に実施されるよう、関係機関と連携しながら、企業における労働者の健康管理を強化します。

⑤ 【「働き方改革」の気運醸成】

関係機関と連携し、長時間労働の是正とともに、年次有給休暇の取得促進に向けた啓発や「働き方改革」の気運醸成に積極的に取り組みます。

⑥ 【労働環境の整備支援】

関係機関と連携し、フレックスタイム制や短時間勤務制度の導入など、多様な働き方を促進するとともに、労働環境の整備を支援します。

主要課題4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進(P7)

政策・方針決定過程への男女共同参画の推進を図るため、事業主としての県が率先して、女性職員の一層の職域拡大、能力の開発を図り、意欲と能力のある女性職員の積極的な管理職への登用に努めるとともに、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大が進むよう、市町村や企業、各種関係機関に対し、積極的な情報提供などを行うとともに、人材の発掘と育成により、女性活躍の「すそ野拡大」と「質の向上」を図ります。

新規等

④ 【人材の発掘と育成、活躍の場の整備】

政策・方針決定過程への女性・若者の参画を促進するため創設した「とくしまフューチャーアカデミー」において、人材の発掘と育成を図るとともに、育成した人材の登録リストを作成し、審議会委員への登用など様々な場面において活用することにより、女性の登用と活躍の場の整備を図ります。

⑤ 【政治分野への参画拡大に向けた気運醸成】

女性の政治分野への参画拡大に向けた気運の醸成を図るための広報・啓発を行います。

(2) 男女共同参画を推進するグローバル人材の養成(P8)

女性自らの参画意欲の向上を図るため意識啓発を行うとともに、女性のエンパワーメントを促進し、国際的な見識を備えた女性リーダーや地域活動リーダー、女性スポーツリーダーとなる人材を養成します。特に、次代を担う若い世代の人材育成に力を注ぎ、未来志向で男女共同参画社会づくりを推進します。

新規等

③ 【スポーツ分野における女性活躍に向けての環境づくり】

スポーツの分野において、結婚や出産後も、生活とのバランスを取りながら、女性指導者や女性スポーツリーダーとして活躍できるよう、阻害要因や必要な支援内容を検証し、支援体制や環境づくりを推進します。

[基本方針 Ⅱ] 安全・安心に暮らせる環境づくり

主要課題5 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(1) 女性に対する暴力根絶のための基盤づくり (P9)

女性活躍以前に解決すべき最も重要な課題である女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、広く啓発を行うとともに、暴力の被害に遭った女性に適切な支援を提供するため、関係機関を含む体制構築を行います。

新規等

② 【性暴力被害者支援センター】

性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま（中央・南部・西部）」において、性暴力被害者からの相談を受け付け、関係機関と連携して支援を行います。

⑧ 【市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進】

市町村における配偶者暴力相談支援センター及び相談窓口の設置を促進します。

(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援 (P9)

こども女性相談センターを核として、関係機関と連携し、被害者やその子どもの状況に応じた迅速かつ的確な支援を提供するとともに、民間支援団体の育成にも取り組みます。

新規等

④ 【ステップハウスの運営】

一時保護後の被害者が地域での生活に順調に移行できるよう、ステップハウスを運営し、自立への支援を行います。

⑥ 【被害者の状況に配慮した施策の実施】

被害者が置かれている危険性や自立への困難さを十分認識し、これらに配慮した施策を実施します。

⑦ 【民間団体の育成、民官連携による支援】

被害者支援に取り組む民間団体の育成や活動の活性化に取り組み、民官が連携して被害者支援に取り組みます。

(3) 性犯罪・性暴力対策の推進・強化及び被害者支援 (P10)

性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま」を核として、長期に渡り心身に重大なダメージを及ぼす性犯罪を含む性暴力被害者への支援に取り組みます。

新規等

- ① **【性暴力被害者支援センターによる支援、支援の質の向上、関係機関の連携強化】**
性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま（中央・南部・西部）」において、性暴力被害者からの相談を受け付け、関係機関と連携して支援を行います。
また、相談員及び関係機関構成員への研修を進め、支援体制の強化、支援の質の向上に取り組むとともに、「性暴力被害者支援連携協議会」の開催により、関係機関との連携強化を図ります。
- ④ **【医療費等の公費負担】**
県警及び性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま」において、性犯罪を含む性暴力の被害にあった女性や子ども等への医療費やカウンセリング費用等の公費負担制度を実施します。
- ⑥ **【若年層への啓発】**
市町村や民間団体等と連携し、被害に遭いやすい若年層への啓発を進めます。
- ⑨ **【広報・啓発】**
「相談窓口ステッカー」の配布など相談窓口の広報・周知及び性暴力被害者支援についての啓発を進めます。
- ⑩ **【新たな形の暴力に対する予防啓発・教育の推進】**
SNS等の利用をきっかけとし児童ポルノや児童買春などの子どもが巻き込まれる犯罪・トラブルや、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題」や、「薬物やアルコールを使用した性犯罪・性暴力（レイプドラッグ）」などの新たな形の暴力に対する予防啓発・教育を推進するとともに、インターネットの危険性や適切な利用に関する教育・啓発を推進する。

(4) ストーカー行為等への対策の推進・強化 (P11)

女性等に対するストーカー行為や子ども等に対する声かけ事案等、凶悪犯罪に発展するおそれのある事案について広く相談に応じるとともに、必要に応じて、助言・指導を実施、関係法令などを厳正に適用し、適正かつ強力な取締りを推進します。また、被害に遭った女性や子どもへの、適切な対応を図るとともに、関係機関等と連携し、心身の状況に応じた適切な支援を実施します。

新規等

- ① **【積極的な検挙措置、指導・警告措置の実施】**
女性等に対するつきまといや待ち伏せなどのストーカー行為、子どもに対する声かけ事案等について、情報収集や分析を行い、行為者を特定して積極的に検挙措置を講じるほか、検挙に至らない事案についても特定した当該行為者に対し、ストーカー規制法に基づく文書警告や、口頭による指導・警告措置を的確に実施します。
- ② **【大学と連携した調査研究・治安対策】**
ストーカー被害の防止を図るため、県内大学等と連携し、ストーカー被害者の実態把握を図るほか、ストーカー加害者の傾向・類型調査を行うなど、高度な学術的見地から総合的な調査研究・治安対策を実施します。
- ③ **【緊急・一時避難に対する公費負担】**
ストーカー事案等につき、危険性や切迫性が高い事案の被害者等の安全を速やかに確保し、二次的被害の防止を図るため、ホテル等の宿泊施設への緊急・一時的な避難等について、公費負担を含めた支援を行います。

(5) 加害者の再犯防止に関する取組 (P11)

ストーカー事案や性犯罪等については、同種の犯罪を引き起こす加害者が少なくないことから、将来にわたり被害の発生を防ぎ、被害者の安全を確保するため、加害者の再犯防止に取り組めます。

新規等

② **【ストーカー加害者への精神科受診勧奨】**

ストーカー行為を抑止できない加害者に対しては、精神科医等と連携の上、加害者への対応方法やカウンセリング、治療の必要性等について精神科医等から助言を受けるとともに、必要に応じて県警察から加害者に精神科の受診を勧めるなど、精神医学的なアプローチを活用して、ストーカー行為の拡大・再犯防止に努めます。

主要課題6 生涯にわたる健康づくりへの支援

(1) 男女共同参画と医療・健康・スポーツ、ライフステージに応じた女性の健康保持 (P12)	
女性の心身の状況はライフステージごとに大きく変化するため、ライフステージごとの課題に応じて包括的に支援していく必要があります。性別に配慮した医療体制の整備を促進し、男女が生涯にわたり心身ともに健康に過ごせるよう健康教育、相談やスポーツを促進します。	
新規等	<p>⑩ 【総合型地域スポーツクラブへの女性の参加促進、女性アスリート特有の課題への取組】 身近な地域における健康づくりを推進するため、総合型地域スポーツクラブへの高齢者や女性の参加を促進するとともに、普及啓発に向けた取組を推進します。 また、女性アスリートの競技力の向上、競技生活の延伸、活躍機会の拡大を図るため、女性特有の課題への対応に向けた取組を推進します。</p> <p>⑫ 【「健康経営」の推進】 労働者の健康づくりについての企業への普及・啓発を行い、企業の「健康経営」を推進します。</p>
(2) 妊娠・出産等に関する健康支援 (P13)	
女性が安心して安全に子どもを産み育てることができるよう、母性の尊重と保護、乳幼児の健康保持に取り組みます。不妊・不育に悩む男女に対し、専門相談や情報提供などを行います。	
新規等	<p>⑥ 【「子育て世代包括支援センター」の設置促進】 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支援を行う「子育て世代包括支援センター」の設置促進を図ります。</p>

新 主要課題7 生活上の困難を抱える女性等への支援

(1) ひとり親家庭等への支援(P13)	
ひとり親家庭それぞれの様々な課題に、総合的・包括的に支援するため、相談・支援体制の充実・強化を図ります。また、貧困の世代間連鎖を防止するため、子どもへの学習支援や就職支援を推進します。	
(2) 若年者の妊娠等困難を抱える女性等への支援 (P14)	
若年の女性が妊娠した場合などは、その後の人生において貧困に陥るリスクを抱えてしまうことがあります。本人の意思に沿わない若年の妊娠を防ぐとともに、貧困の世代間連鎖を防ぐためにも、適切な支援を行います。	
新規等	<p>① 【「子ども家庭総合支援拠点」「子育て世代包括支援センター」】 市町村において、子ども家庭や妊産婦等に関する支援を一体的に担う「子ども家庭総合支援拠点」及び妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支援を行う「子育て世代包括支援センター」の設置促進を図ります。</p> <p>② 【学校における性に関する指導】 学校教育において、性に関する指導を行い、妊娠・出産について、生徒が正しく理解できるようにします。</p>

⑧ 主要課題8 高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備

(1) 高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境整備 (P14)

高齢者や障がい者の自立と社会参加を促進するとともに、県内在住外国人との相互理解や共生を通じて、多様な価値観が息づき、人権が尊重されるダイバーシティの実現を目指します。

新規等

⑧ 【アクティブ・シニア】

高齢者の生きがいをづくりと介護現場の負担軽減を図るため、現役職員とアクティブ・シニア（元気なシニア）が業務をシェアする「徳島県版『介護助手』制度」の普及・促進を図ります。

(2) 多様な人権尊重(P16)

複雑多様化する人権課題、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々の自立と社会参加への意欲が妨げられることのないよう人権教育や啓発に取り組みます。

新規等

① 【インターネット上の差別書き込みへの対策】

インターネット上の様々な差別書き込みを抑止・削減するための取組を進めます。

[基本方針 Ⅲ] 互いに支え合う家庭・地域づくり

主要課題9 男女共同参画の推進に向けた意識づくり

(1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進 (P17)	
広報誌やインターネットなど多様な媒体の活用や、講演会・研修等の開催などあらゆる機会をとらえ、県民に対する広報・啓発を進めます。	
新規等	⑫ 【学校や企業、地域に出向いての啓発】 次代を担う若者が男女共同参画社会を実現できる力を育むよう、学校等に出向いて啓発を行うとともに、社会全体に男女共同参画の推進に向けた意識づくりを浸透させるため、企業や地域に出向いて啓発を行います。
(2) 男性にとっての男女共同参画の推進 (P18)	
男性の意識の変革は女性の社会での活躍を促進するために非常に重要であるとともに、男女共同参画の推進は男性にとっても生きやすい社会をつくることであることへの理解の促進を図ります。男性の家事・育児への参画をより一層促す取組を進めます。	
(3) 総合相談体制の充実・強化 (P18)	
女性だけでなく男性に対しても相談しやすい体制の構築、相談窓口の周知を図ります。また、徳島県男女共同参画推進条例第18条に規定する「相談の申出の処理」を適切に実施します。	

主要課題10 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

(1) 人権尊重と男女平等を推進する教育・学習の充実 (P18)	
女性だけでなく男性に対しても相談しやすい体制の構築、相談窓口の周知を図ります。また、徳島県男女共同参画推進条例第18条に規定する「相談の申出の処理」を適切に実施します。	
新規等	④ 【ときわプラザやあいぽーと徳島における学習機会の充実】 ときわプラザ（男女共同参画交流センター）やあいぽーと徳島（人権教育啓発推進センター）において、すべての人々の人権が尊重され、相互に共存しうる平和で豊かな社会の実現に向け、学習機会の充実を図ります。
(2) 子どもにとっての男女共同参画の推進 (P19)	
児童生徒の発達段階に応じ、学校教育活動全体を通じて、男女共同参画の視点に立った教育の充実を図ります。	

主要課題11 地域社会における男女共同参画の推進

	<p>(1) 環境保全への寄与 (P20)</p>
	<p>男女がともに、地域社会の一員としての自覚を持つとともに地球規模での、環境の保全に視野を広げ、次世代へ良好な環境を継承するため、日常生活や経済活動を見直すことを促します。</p>
<p>新規等</p>	<p>① 【エシカル消費の普及・啓発、「消費者市民社会」の実現】 学校・大学・家庭・地域・職域等において、エシカル消費教育及びエシカル消費の普及・啓発を推進し、人や社会、環境に配慮した消費行動への意識の醸成を図るとともに、公正で持続可能な「消費者市民社会」の実現を目指します。</p> <p>② 【啓発と気運醸成】 「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」に基づき、県民や事業者などのあらゆる主体が、それぞれの立場で、気候変動の緩和及び気候変動への適応に関する取組を自主的かつ積極的に行うことができるよう、啓発や気運の醸成を図ります。</p> <p>③ 【「とくしま環境県民会議」を中心とした県民総ぐるみによる取組】 環境活動連携拠点エコみらいとくしまにおいて、「とくしま環境県民会議」を中心に、エシカル消費など身近な取組から着手する県民活動としての気候変動対策や食品ロスや廃プラスチックの削減対策など、各種施策の推進や環境活動の支援を行い、県民総ぐるみによる環境保全への取組を推進します。</p>
	<p>(2) 地方創生の推進と男女共同参画 (P20)</p>
	<p>地域活動リーダーとなる人材の養成や地域おこし・まちづくりへの参画の支援を通じて、男女共同参画の視点から地方創生を推進します。</p>
	<p>(3) 地域における男女共同参画推進の基盤づくり (P21)</p>
	<p>多様な価値観のもと、男女共同参画の視点に立った地域づくりを進めます。</p>

新 主要課題12 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進

(1) 男女共同参画の視点に立った防災対策・減災対策 (P21)

男女共同参画の視点に立った防災・減災対策を進めるため、男女共同参画の視点に立った防災に関する知識の普及や地域におけるリーダーの養成を図るとともに、女性消防職員の活躍推進や女性消防団活動の活性化を促進します。

新規等

③ 【女性消防職員の活躍推進】

消防職員について、各消防本部に、女性職員が採用されるよう促進するとともに、女性消防職員の活躍を推進するための広報・啓発を行います。

④ 【女性消防団活動の活性化】

女性消防団活動の活性化を図るための広報・研修を実施するとともに、全国大会を開催し、消防団員における女性の活躍推進を図ります。

⑤ 【婦人防火クラブの活性化】

婦人防火クラブの活性化を図るため、研修会を実施します

⑥ 【「県防災会議」への女性委員の登用】

「県防災会議」委員に女性の積極的な登用を図り、女性の視点を取り入れた災害対策により一層取り組みます。

⑦ 【防災力向上に向けたリーダー養成】

男女共同参画の視点を理解し、地域の防災力向上に向けた取組み等を積極的に推進できるリーダーを養成します。

⑧ 【男女共同参画の視点に立った防災に関する知識の普及】

男女共同参画の視点に立った防災に関する知識の普及を図ります。

(2) 男女共同参画の視点に立った避難所運営等の確立 (P22)

大規模災害時における避難所運営が、男女共同参画の視点に立ったものになるよう、市町村や関係者に周知・啓発を図ります。

新規等

② 【情報収集と関係者への情報提供】

男女共同参画の視点に立った避難所運営について情報収集と関係者への情報提供を行います。

③ 【「避難所運営マニュアル作成指針」の周知・啓発】

県作成の「避難所運営マニュアル作成指針」を周知・啓発し、市町村の避難所運営マニュアルが男女共同参画の視点を盛り込んだものとなるよう、市町村のマニュアル改定を促進します。

④

【避難所運営訓練の実施】

大規模災害時における多様な住民の視点を取り入れられた地域の実情に応じた避難所運営を進めるため、避難所運営に携わる市町村職員や自主防災組織のリーダー等を対象に避難所運営のための訓練を実施します。

総合的な推進体制の整備

(1) 県の推進体制の充実 (P23)		
「徳島県男女共同参画推進本部」を中心に、各部局が連携を密にし、総合的かつ計画的に施策を推進します。計画の実効性を確保するため、推進状況について、「男女共同参画会議」及び「働く女性応援ネットワーク会議」において効果の検証を行います。		
(2) ときわプラザ(男女共同参画交流センター)を核とした男女共同参画の推進 (P23)		
男女共同参画立県とくしまづくりの拠点施設として、様々な学習・研修の機会の提供、交流、相談窓口の設置など多機能かつセンターでの実施にとらわれない事業展開を図ります。		
<table border="1"><tr><td data-bbox="225 629 339 692">新規等</td><td data-bbox="339 629 1107 692">③ 【ときわプラザの機能強化】 センターでの実施にとらわれない事業展開を図ります。</td></tr></table>	新規等	③ 【ときわプラザの機能強化】 センターでの実施にとらわれない事業展開を図ります。
新規等	③ 【ときわプラザの機能強化】 センターでの実施にとらわれない事業展開を図ります。	
(3) 県民、事業者、市町村、NPO等との連携 (P23)		
県民、事業者、市町村、NPO等との連携・協働をより一層深め、県内各地域における男女共同参画を進めます。		
(4) 施策に関する申出の処理の円滑化 (P23)		
「徳島県男女共同参画推進条例第17条に基づく施策に関する申出の処理制度」について、引き続き周知を図り、適切に処理します。		